

## 第7節 農業農村整備事業の推進

### 1 概 説

#### (1) 農業農村整備事業実施概要

農業の生産性の向上及び需要の動向に即した農業の再編成の促進や、「新政策」に基づいた経営規模の拡大、担い手の育成・確保等の構造政策を推進するため、その基本的条件である農業生産基盤の計画的かつ円滑な整備が肝要である。

また、都市と比較して立ち遅れている農村地域の生活環境の整備を積極的に推進するとともに、都市にも開かれたゆとりある農村空間の創出を図るため、農村地域の総合的な整備を一層推進する必要がある。

このため、平成8年度においては、経営規模の拡大や担い手の育成、農地の連担化、生活環境の整備、中山間地域の活性化、国土・自然環境の保全等に資する事業を重点的に実施するとともに、事業効果の早期発現を図るため、NTT資金を活用しつつ、計画的かつ効率的な事業の実施を図った。

さらに平成6年度に策定したウルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策として、平成8年度当初予算において600億円、平成8年度補正予算において2,700億円をそれぞれ計上し、対策の推進を図った。

#### (2) 土地改良長期計画

平成5年度から14年度までの10箇年間に総額41兆円（調整費3兆6,000億円を含む。）に相当する事業を実施する第4次土地改良長期計画を平成5年4月に閣議決定。その全文は以下のとおり。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第4条の2に規定する土地改良長期計画を次のとおり定める。

##### ア 土地改良事業の実施の目標

今後の農業発展の方向に即応して農業基盤の整備及び開発を図り、もって農業構造の改善、農業の生産性の向上及び国内における食料供給力の維持強化に資することを目的とし、平成5年度以降の10箇年間に総額41兆円（調整費3兆6,000億円を含む。）に相当する事業を実施するものとする。

この計画においては、地域における関係農業者等の合意形成を図りつつ、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農業基盤の整備を推進し、併せて景観形成や環境保全に配慮した快適で活力ある農村地域の形成及び国土資源の効率的利用に資するため、農用地

の総合的整備及びその前提となる基幹農業用排水施設の整備並びに各種防災事業を推進するとともに、農産物需給の動向等を考慮しつつ農用地造成事業を推進することを基本方針とし、平成5年度以降の10箇年間においては、継続事業の早期完了を図るほか、計画的に新規事業の実施を進めるものとする。

その種別ごとの事業の実施の目標は次のとおりとする。

(ア) 農用地総合整備事業（農用地の利用上必要な農業用排水施設（基幹的なものを除く。）及び農業用道路の新設及び変更、区画整理その他農用地の改良のために必要な事業）

農用地総合整備事業については、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農用地の整備を行い、併せて快適な生活環境の形成等に配慮した農村地域の環境の改善及び国土資源の効率的利用に資するため、それぞれの地域の自然的、社会的条件等に応じた整備水準の達成に必要な事業を総合的に推進するものとする。

この場合、田については、農地の流動化及び集団化と併せては場の大区画化を推進することを重視し、ほ場整備を中心に、農業用道路の整備、農業用排水施設の整備及び暗渠排水、客土その他の田地の改良のために必要な事業を、畑については、畑地総合整備を中心に、農業用道路の整備、農業用排水施設の整備、区画整理その他畑地の改良のために必要な事業を、快適な生活環境の形成等農村地域の環境の改善に配慮しつつ総合的に実施するものとする。また、広域にわたる農産物の生産その他の営農の組織化のためその基幹となる農業用道路の整備を実施するものとする。

平成5年度以降の10箇年間においては、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資するため、田を約90万ha、畑を約50万ha整備するのに必要な事業を行うものとする。

(イ) 基幹農業用排水施設整備事業（農用地の利用上必要な農業用排水施設で基幹的なものの新設及び変更）

基幹農業用排水施設整備事業については、農用地整備の前提となる条件を整備するとともに、農業上の土地利用の高度化、水利用の安定と合理化等を図るため所要の事業を行うものとする。

(ウ) 防災事業（農用地の保全のために必要な事業）

防災事業については、農業災害の軽減及び農業用水の汚濁、農用地の土壌の汚染その他の公害の防止又は除去を図るとともに、農用地整備の前提となる条件を

整備するため、それぞれの土地条件に応じて必要な農地防災、農地保全、公害対策等の各種防災事業を総合的に推進し、併せて農用地の保全を通じて国土の保全に資するよう実施するものとする。

(エ) 農用地造成事業（農用地の造成並びに埋立て及び干拓）

農用地造成事業については、農産物の需給の動向及び立地条件を考慮しつつ、地域の特性に応じた多様な農業生産の展開を図るとともに、国土資源の効率的利用に資するため、草地の造成、既耕地の整備と一体的な農地の造成等を行うものとし、平成5年度以降の10箇年間に於いて、農用地約10万haの造成を行うものとする。

#### イ 事業量

この計画における土地改良事業に関する事業量は、おおむね次のとおりとする。

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 国が行い又は補助する事業      | 32兆3,600億円 |
| (ア) 農用地総合整備事業     | 21兆9,500億円 |
| (イ) 基幹農業用排水施設整備事業 | 6兆3,300億円  |
| (ウ) 防災事業          | 2兆6,700億円  |
| (エ) 農用地造成事業       | 1兆4,100億円  |
| 地方単独事業等           | 5兆0,400億円  |
| 調整費               | 3兆6,000億円  |
| 合 計               | 41兆0,000億円 |

なお、この計画の実施に当たっては、今後の農業事情、経済事情、財政事情等を勘案しつつ、弾力的な推進を図るものとする。

## 2 農業農村整備事業の実施

### (1) 新生産調整推進排水対策特別事業

#### ア 概説

水田の汎用化の基礎条件である排水条件を緊急に整備することにより、水田農業確立対策を推進し、水田農業の体質強化及び転作の定着を図るため、8年度に新生産調整推進排水対策特別事業を創設し、その推進を図るとともに7年以前に採択された水田営農活性化排水対策特別事業等についても引き続き推進している。

#### イ 事業の仕組み

(ア) 都道府県営新生産調整推進排水対策特別事業  
(内 容) 排水路、排水機場、排水樋門の新設、改修、用水路の新設・改修、区画整理、客土、暗きょ排水等

(事業主体) 都道府県

(採択基準) 20ha以上

(補助率) 農林水産省・北海道・離島50%

(イ) 新生産調整推進基盤整備事業

(内 容) 用排水路施設、暗きょ排水、客土、農道、区画整理等

(事業主体) 都道府県、市町村、土地改良区、農協等

(採択基準) 特殊地域型 都道府県営 20ha以上

団体営 10ha以上

排水不良型

5ha以上

(採択期間) 8～10年度

(補助率) 農林水産省・北海道・離島50%

ウ 事業の8年度実施状況

(単位：地区、百万円)

| 事業名                  | 新規  | 継続  | 事業費    | 国費     |
|----------------------|-----|-----|--------|--------|
| 都道府県営新生産調整推進排水対策特別事業 | 50  | 477 | 38,370 | 19,184 |
| 新生産調整推進基盤整備事業        | 76  | 162 | 18,304 | 8,953  |
| 計                    | 126 | 639 | 56,674 | 28,137 |

### (2) 基幹農業用排水施設の整備

#### ア 事業の種類

基幹農業用排水施設等の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業があり、国営事業にあっては、受益面積おおむね3,000ha以上(畑地帯にあっては、1,000ha以上)、都道府県営事業にあっては、受益面積おおむね200ha以上(畑地帯にあっては、100ha以上)にわたる土地の基幹農業用排水施設の整備を行う。国営及び都道府県営事業は、さらに、事業の内容、性格等により予算上区分して実施している。

国営事業の国庫負担率は、農林水産省2/3～70%、北海道・離島75～85%、沖縄90～95%、奄美90%となっている。また、都道府県営事業の国庫負担率は50～80%となっている。

#### イ 8年度における整備の目標

長期計画において基幹農業用排水施設については、ほ場条件の整備の前提条件を整備するとともに、農業上の土地利用の高度化、水利用の安定と合理化等を図るため所要の事業を行うこととなっており、このため継続事業の早期完了を図るとともに新規事業についても計画的に推進を図ることとしている。

したがって、8年度における事業の実施に当たっては、基幹農業用排水施設整備等、本来の趣旨に従って、引き続き事業効果の早期発現に配慮するとともに、地区別の事情を十分に把握し、制度の効率的な運用を図ってきた。

#### ウ 事業実施の状況

基幹農業用排水施設の整備は、国営かんがい排水

事業、都道府県かんがい排水事業及び水資源開発公団営事業に分かれて実施されている。このうち、国営、都道府県営及び団体営かんがい排水事業の8年度事業実施額は4,502億円で、事業種別の実施額及び地区数は表4のとおりである。

(ア) 国営かんがい排水事業

8年度における継続地区は農林水産省67地区、北海道69地区、沖縄5地区計141地区で、これらの地区においては7年度に引き続いて事業の推進を図った。そのうち、農林水産省7地区、北海道10地区計17地区は事業

を完了した。

また、8年度においては、新たに農林水産省7地区、北海道7地区、計14地区の新規着工並びに農林水産省4地区、北海道1地区計5地区の新規全体実施設計地区の採択を行った。(表5)

(イ) 都道府県営かんがい排水事業

基幹農業用排水施設の整備事業として都道府県営かんがい排水事業を実施している。

また、国営又は都道府県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、基幹水路等の基幹的施設

表4 8年度基幹農業用排水施設整備の実施状況

| 事業名          | 実施額<br>(千円)                  | 実施地区数 |       |     |    |       |     |      |    |    |     |    |      |    |
|--------------|------------------------------|-------|-------|-----|----|-------|-----|------|----|----|-----|----|------|----|
|              |                              | 農林水産省 |       |     |    |       | 北海道 |      |    |    |     | 沖縄 |      |    |
|              |                              | 継続    | うち完了  | 着工  | 全計 | 計     | 継続  | うち完了 | 着工 | 全計 | 計   | 継続 | うち完了 | 着工 |
| 国営かんがい排水     | (212,755,768)<br>259,747,000 | 67    | (7)   | 11  | 22 | 100   | 69  | (10) | 7  | 19 | 95  | 5  | (0)  | 0  |
| (一般型)        | (191,643,892)<br>230,124,000 | 57    | (2)   | 11  | 22 | 90    | 69  | (10) | 7  | 19 | 95  | 5  | (0)  | 0  |
| かんがい排水       | 217,823,000                  | 55    | (0)   | 9   | 22 | 82    | 44  | (3)  | 3  | 19 | 66  | 5  | (0)  | 0  |
| 国営造成土地改良施設整備 | 2,576,000                    | 2     | (2)   | 2   | —  | 4     | 5   | (3)  | 1  | —  | 6   | —  | (—)  | —  |
| 直轄明渠排水       | 9,725,000                    | —     | (—)   | —   | —  | —     | 20  | (4)  | 3  | —  | 23  | —  | (—)  | —  |
| (特別型)        | (21,111,876)                 |       |       |     |    |       |     |      |    |    |     |    |      |    |
| かんがい排水       | 29,623,000                   | 10    | (5)   | —   | —  | 10    | —   | (—)  | —  | —  | —   | —  | (—)  | —  |
| 土地改良調査計画費    | 95,095                       |       |       |     |    |       |     |      |    |    |     |    |      |    |
| 補助かんがい排水     | (97,573,500)<br>190,465,098  | 1,139 | (359) | 191 | 4  | 1,334 | 83  | (38) | 22 | —  | 105 | 79 | (10) | 23 |
| かんがい排水       | (94,617,500)<br>184,551,533  | 1,069 | (337) | 160 | 4  | 1,233 | 77  | (36) | 20 | —  | 97  | 78 | (9)  | 20 |
| 一般型          | (71,828,500)<br>139,417,203  | 612   | (209) | 114 | 4  | 730   | 40  | (21) | 14 | —  | 54  | 78 | (9)  | 20 |
| 特定地域型        | (1,939,000)<br>3,432,330     | 14    | (5)   | —   | 0  | 14    | —   | (—)  | —  | —  | —   | —  | (—)  | —  |
| 広域農業基盤緊急整備型  | (1,666,000)<br>3,332,000     | 3     | (0)   | 1   | 0  | 4     | —   | (—)  | 1  | —  | 1   | —  | (—)  | —  |
| 排水対策特別型      | (19,184,000)<br>38,370,000   | 440   | (123) | 45  | —  | 485   | 37  | (15) | 5  | 0  | 42  | —  | (—)  | —  |
| 基幹水利施設補修     | (2,956,000)<br>5,913,565     | 70    | (22)  | 31  | —  | 101   | 6   | (2)  | 2  | 0  | 8   | 1  | (1)  | 3  |

- (注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。  
 2 実施額の上段( )は国費、下段は事業費。  
 3 その他団体営かんがい排水のうち、完了は着工分も含む。  
 4 完了地区には、次年度から施設機能監視制度へ移行する地区を含む。  
 5 「国営かんがい排水」の中には、「国営農業用水再編対策」を含む。

表5 平成8年度国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

| 事業名          | 地帯名   | 完了地区                                | 新規着工地区                                 | 新規全体実施計画地区                 |
|--------------|-------|-------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------|
| かんがい排水       | 農林水産省 | 迫川上流(一期)、菊池台地、南予、尾張西部(尾西)、尾張西部(日光川) | 岩木川左岸(一期)、亘理・山元、寒阿江川下流、西諸(一期)、曾於北部(一期) | 新安積、岡山南部、第二十津川紀ノ川、第二大和紀伊平野 |
|              | 北海道   | 高岡シップ、神居、ペーバン                       | 新雨竜(二期)、生田原(一期)、札内川第二(一期)              | びっぶ                        |
| 国営造成土地改良施設整備 | 沖縄    |                                     |                                        |                            |
|              | 農林水産省 | 東条川、香川用水                            | 十三湖、吉井川                                |                            |
| 直轄明渠排水       | 北海道   | 山部、幌呂、標津川沿                          | 西士幌                                    |                            |
|              | 北海道   | 泉、新富、西尾幌、美原                         | シップ中島、コムケ、智恵文内                         |                            |

について緊急に必要な補強工事及び排砂対策工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る都道府県営土地改良施設整備事業を実施している。

8年度においては、継続地区957地区の事業を推進するとともに、このうち208地区を完了した。また、新たに108地区について着工するとともに、新規全体実施設計として3地区を採択した。

#### (ウ) 団体営かんがい排水事業

国営、都道府県営かんがい排水事業で実施する基幹農業用排水施設に附帯する末端施設の整備及びほ場整備に先行して末端施設の整備を実施する団体営かんがい配水事業を推進している。

8年度においては、継続地区344地区の事業を推進し、新たに128地区を採択した。このうち199地区を事業完了した。

#### エ 水資源開発公団事業

水資源開発公団は、水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るため、水資源開発促進法・水資源開発公団法に基づいて、水資源開発水系に指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川）において、各水系の水資源開発基本計画に沿って、農業用水等の確保といった利用目的や治水目的など多目的にわたる施設を一元的に建設するとともに、完成した施設の管理を一貫して実施している。

建設事業（農業用水関係分）においては、8年度予算事業費336億9,442万円、うち農水補助金額159億7,928万円をもって、筑後川下流用水、愛知用水二期、豊川用水施設緊急改築、利根大堰施設緊急改築及び利根中央用水の継続5地区の事業を実施し、新たに木曽

川用水施設緊急改築の事業を実施した。

また、管理事業（農業用水関係分）においては8年度予算事業費110億3,094万円、うち農水補助金額15億3,545万円をもって、群馬用水、利根導水路、埼玉合口二期、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水、霞ヶ浦用水、木曽川用水、三重用水、香川用水、両筑平野用水、愛知用水及び豊川用水の継続14地区の施設の管理を実施した。

#### (3) 畑地帯の総合整備

我が国の畑地面積は、約227万haであり、全耕地面積の約45%を占めているが、その土地基盤整備は水田に比べれば遅れている。

一方、我が国の食料消費構造は、高品質化、多品目化等多様化しつつ、野菜、果実、家畜物等への需要が増大している。

さらに、農作物の自由化に備え畑作経営の安定を図ることが緊急の課題となっている。

このような情勢に対処し、畑作物の経済的かつ安定の供給を図るため、畑地帯の生産基礎を整備することが緊要である。このため、国営、県営による畑地帯のかんがい施設の整備、農道の整備、区画整理等の各種事業を総合的に実施する総合整備事業を積極的に推進している。

また、8年度における実施事業の実績及び地区数は表6のとおりであり、総額1,287億円の事業を実施した。

#### ア 国営畑地帯総合土地改良パイロット事業

国営事業については、北海道における畑地帯の基盤整備の遅れを解消し畑作地帯の農業の振興に資するために、大規模畑地帯における土地基盤を総合的に整備

表6 8年度畑地帯総合整備事業の実施状況

| 事業名            | 実施額<br>(千円)                 | 実施地区数 |      |    |    |     |     |      |    |    |     |    |      |    |    |
|----------------|-----------------------------|-------|------|----|----|-----|-----|------|----|----|-----|----|------|----|----|
|                |                             | 農林水産省 |      |    |    |     | 北海道 |      |    |    |     | 沖縄 |      |    |    |
|                |                             | 継続    | うち完了 | 着工 | 全計 | 計   | 継続  | うち完了 | 着工 | 全計 | 計   | 継続 | うち完了 | 着工 | 全計 |
| 畑地帯総合土地改良パイロット | (17,320,000)<br>14,343,473  | —     | (—)  | —  | —  | —   | 8   | (1)  | 0  | 0  | 8   | —  | (—)  | —  | —  |
| 畑地帯総合農地整備      | (60,305,363)<br>114,388,661 | 326   | (23) | 36 | 1  | 363 | 177 | (28) | 19 | —  | 196 | 33 | (3)  | 6  | —  |
| 担い手育成畑地帯総合整備   | (21,416,553)<br>39,882,909  | 64    | (1)  | 14 | 1  | 79  | 47  | (—)  | 4  | —  | 51  | 9  | (—)  | 2  | —  |
| 畑地帯総合整備        | (38,888,810)<br>74,505,752  | 262   | (22) | 22 | —  | 284 | 130 | (28) | 15 | —  | 145 | 24 | (3)  | 4  | —  |
| 一般型            | (25,156,807)<br>48,708,757  | 174   | (12) | 4  | —  | 178 | 80  | (14) | 3  | —  | 83  | 11 | (2)  | —  | —  |
| 緊急整備型          | (13,154,753)<br>24,764,832  | 84    | (9)  | 12 | —  | 96  | 46  | (14) | 10 | —  | 56  | 11 | (1)  | 3  | —  |
| 土層改良型          | (477,250)<br>832,163        | 4     | (—)  | 2  | —  | 6   | 4   | (—)  | 2  | —  | 6   | 2  | (—)  | 1  | —  |
| 施設整備型          | (100,000)<br>200,000        | —     | (1)  | 4  | —  | 4   | —   | (—)  | —  | —  | —   | —  | (—)  | —  | —  |

(注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。

2 実施額の上段( )は国費、下段は事業費。

することを目的とし、国営総合かんがい排水事業制度に基づいて、受益面積おおむね1,000ha以上のかんがい排水事業（ため池の新設にあってはおおむね500ha以上、明渠排水にあってはおおむね300ha以上）及び農地開発事業並びに区画整理事業を総合的かつ一体的に末端まで一貫して整備を行うものであり、国庫負担率は、各事業ごとの総合負担率となっている。8年度においては、継続地区8地区の事業を推進した。そのうち1地区は事業を完了した。

#### イ 都道府県営畑地帯総合土地改良事業（一般）

受益面積100ha（離島・奄美・沖縄50ha）以上の畑地帯において、農業用排水施設整備、農道整備、区画整理、客土、暗きょ排水、農用地造成、農地保全及び営農用水の各事業を地域の実情に応じて組み合わせ、総合的・計画的に実施するものであり畑地帯の総合整備の中核をなす事業である。国庫負担率は、45～75%となっており、8年度においては継続地区265地区を積極的に推進するとともに新たに7地区を採択した。

#### ウ 緊急畑地帯総合整備事業

##### （ア）概 説

自由化等の影響を被る畑作物の生産地において、生産性の向上、他作物への転換の円滑化等農業経営の合理化を緊急に図るため、元年度に創設され、平成8年度においては新規25地区を採択して事業を推進している。

##### （イ）事業の仕組み

（内 容）農業用排水施設、農道、区画整理、土層改良、暗きょ排水、農地保全、交換分合、営農用水等

（事業主体）都道府県、団体

（採択基準）都道府県営：30ha（奄美・沖縄：20ha）以上

団体営：10ha以上

（採択期間）元年～10年度

（補助率）都道府県営：50～75%

団 体 営：45～75%

#### エ 担い手育成畑地帯総合整備事業

##### （ア）概 説

集落単位を基本とし、農地利用の流動化の促進の前提条件となるほ場条件の均質化を図る効率的な基盤整備と担い手の経営安定のための生産環境整備等を総合的に行うため、平成8年度においては、新規20地区を採択して、事業を推進している。

##### （イ）事業の仕組み

（内 容）農業用排水施設、農道、区画整理、暗きょ排水、農用地造成、土地改良、

農用地の改良・保全又は利用上必要な整備、農業集落環境管理施設、農業集落道、交換分合等

（事業主体）都道府県

（採択基準）20ha（北海道100ha、離島・沖縄・奄美10ha）以上

（補助率）50～75%

#### オ 高生産性土地改良事業

##### （ア）概 説

不良土層の構造を改善するための土層改良等を行い、畑作物の生産安定化・輪作体系化の確立、新規畑作物の導入、地域の環境保全等を図るため、平成8年度においては新規5地区を採択して、事業を推進している。

##### （イ）事業の仕組み

（内 容）土層改良、暗きょ排水、農用地保全、交換分合等

（事業主体）都道府県

（採択基準）30ha（北海道60ha、離島・沖縄・奄美20ha）以上

（補助率）45～75%

#### （4）水田地帯の整備

##### ア ほ場整備事業

ほ場整備事業は、農業の区画形質の改善、用排水路、道路、暗きょ排水の整備、農地の集団化等を総合的に実施することにより、農地を営農機械の効率的な運行と合理的な水管理を行いうる生産性の高い汎用耕地に整備し、農業の生産性向上と農業生産の選択的拡大を図ることを目的として実施している。平成8年度においても本事業の積極的な推進に努めた。

##### （ア）一般型ほ場整備事業

区画整理事業に係る受益面積が都道府県営事業にあってはおおむね200ha（市町村生産調整推進基本計画に即した営農計画が策定され、又は策定されることが確実と認められるもの及び沖縄県において行うものにあつては60ha、ただし農地利用権設定特別促進事業にあつては20ha）以上、団体営事業にあつてはおおむね20ha（離島、沖縄県、奄美群島その他構造改善局長が定める地域において行うものにあつては10ha）以上のものについて、補助率45%（離島50%、沖縄県75%、奄美群島55%）で実施した。

また、ほ場整備工事と併せて新技術の導入を行う場合、新技術の施工に係るものについては、新技術導入促進ほ場整備事業として、国庫補助率50%で実施した。

##### （イ）高生産性大区画ほ場整備事業

地域の農業生産の方向に沿った土地利用型農業の確

立を図るため、おおむね1ha以上の大区画のは場を地区の一定割合以上整備する都道府県営事業であって、受益面積がおおむね20ha以上、国庫補助率50%（離島、琵琶湖及び水源地関連55%）で実施した。

#### （ウ） 21世紀型水田農業モデルは場整備促進事業

は場整備事業等の実施に当たり、農地流動化施策等との連動を図ることにより農業構造の将来展望を踏まえた土地利用調整を促進し、規模の拡大による生産性の一層の向上を図るため、地区毎に定める目標年度において、事業区域内の担い手農家に対し2ha以上の連担化した農地を一定割合以上集積することを要件として、土地改良区等に対して定額の農業生産集積促進費の交付及び土地利用調整指導推進事業に対する補助（補助率50%）を行った。

#### （エ） 担い手育成のための基盤整備と農地の利用集積

土地利用型農業のコスト低減、経営の体質強化を図るため、集落段階を基礎とした合意形成に基づき担い手の育成と農地の利用集積を推進する地域において次の事業を行った。

##### a 担い手育成基盤整備事業

地域農業の中心となる経営体を育成し、効率的・安定的農業構造を作り上げていくため本事業を創設し、地域関係者の意向を踏まえて、農地の流動化や農業農村整備の目標等を定めた農業農村活性化計画を作成し、高生産性は場の整備や畦畔除去等簡易なは場整備などの生産基盤と生活環境の一体的整備をするものであって、都道府県営事業にあってはおおむね受益面積20ha以上、団体営事業にあってはおおむね10ha以上、国庫補助率50%（離島55%、沖縄75%）で実施した。

##### b 担い手育成農地集積事業

担い手育成基盤整備事業等のハード事業の完了時までに、担い手の経営する農業生産面積が事業実施前と比較して一定割合以上増加することを要件に、農林漁業金融公庫等が土地改良区等に無利子資金を融通する事業とともに、都道府県、土地改良区等の行う土地利用調整活動等を支援する事業を実施した。

##### イ 土地改良総合整備事業

我が国の耕地の整備状況はまだ低く、特に畑地及び水田の汎用化のための整備は遅れており、同一地域において複数の土地改良事業を実施する必要がある。これらの地域の土地改良事業を総合的かつ一体的に実施し、事業効果の早期発現をねらいとして土地改良総合整備事業の積極的な推進を図った。

さらに、施設園芸等の集約型農業の集団化と地域全体の農地利用の秩序化を図るため、農業生産基盤の整備を総合的に推進する集約農業地域再編総合整備事業

を実施した。

また、新東京国際空港周辺整備関連農業基盤整備事業等を実施し他事業との調整を積極的に図るとともに、新生産調整推進対策特別基盤整備事業を実施して新生産調整推進対策の円滑な推進と転作の定着化に資するほか、地域改善対策農業基盤整備事業を実施し歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における関係農家の農業経営の改善と所得の安定を図り、さらに団体営土地改良事業等の実施予定地区にかかる調査設計事業に対する助成を行った。

##### （ア） 土地改良総合整備事業（一般）

この事業は、関係農家の生産組織で結ばれた地域を対象として、地域の実情に応じて、畑地帯においては畑作振興、水田地帯にあっては水田の汎用化を図るため必要な事業を総合的・一体的に実施するもので、都道府県営事業にあっては①農業用排水施設整備事業、②農道整備事業、③暗きょ排水事業、④客土事業の面積の合計がおおむね60ha以上、団体営事業にあっては、おおむね20ha以上（特殊地域にあっては10ha以上）のものについて、国庫補助率45%（北海道・離島・特殊地域50%、沖縄75%、奄美60%）で実施した。

##### （イ） 新生産調整推進対策特別基盤整備事業

本事業は、米の需給調整と水田における稲作転作を通じて生産性の向上、地域輪作方法の確立等、水田農業の体質強化を図ることを目的とし、新生産調整推進対策の円滑な推進に資するため、農業の生産条件の不利な特殊地域及び排水不良の小規模な団地を対象に実施するもので、特殊地域において行うものについては、用排水施設・農道・暗渠・客土・区画整理・農地保全のうち2以上の事業の受益面積の合計が都道府県営の場合20ha以上、団体営の場合10ha以上となる地区について国庫補助率50%、排水不良地域において行うものについては、基幹（用排水施設・農道・暗きょ・客土）となる工種の受益面積がおおむね5ha以上の地区について国庫補助率45%（北海道・離島・特別排水不良地域50%、奄美60%）で実施した。

##### （ウ） 省力化対策特別型事業

本事業は、農業の急激な国際化に対応して効率的・安定的な経営体を育成するためには生産基盤の整備を緊急に進める必要があり、特に、区画整理や基幹のかんがい排水施設等の基礎的な生産基盤が整備された地域において、これら諸施設の有効利用を図り、農業用用水路のパイプライン化等の整備を行うことにより、水田営農のより一層の省力化を促進しようとするもので、①農業用用水施設整備事業、②農業用排水施設整

備事業、③暗渠、④客土、⑤農道整備事業、⑥特認のうち都道府県営事業にあっては、①の事業の受益面積が20ha以上(国庫補助率、内地・北海道50%)、団体営事業にあっては同じく10ha以上(国庫補助率、内地45%、北海道50%)で実施した。

#### (エ) 地域改善対策農業基盤整備事業

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地域改善対策事業の一環として、対象地区(同和関係農家戸数10戸以上で同和関係農家混住率が原則として5割以上の地区)内の同和関係農家に係る受益面積がおおむね5割以上であって受益面積がおおむね10ha以上の地区について、3分の2の国庫補助金を県を通じて事業主体に交付する間接補助事業として実施した。

なお、事業主体は原則として市町村となるが、事業主体の負担分については地域改善特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条(地方債)の規定に基づく起債の対象となるとともに、同法5条(元利償還金の基準財政需要額への算入)の適用を受けることとされている。

#### (オ) 調査設計事業

団体営土地改良事業の計画的かつ効率的な実施を図るため、事業実施予定地区の計画書及び実施計画書を兼ねた書類の作成に係る調査設計事業を、補助率50%の国庫補助金を県を通じて事業主体に交付する間接補助事業として実施した。

8年度におけるほ場整備事業、土地改良総合整備事業の実施状況は表7のとおりである。

表7 ほ場整備事業、土地改良総合整備事業の実施状況 (単位：千円)

|             | 地区数   | 予算額         |
|-------------|-------|-------------|
| ほ 場 整 備 事 業 | 1,940 | 119,963,580 |
| 担 手         | 621   | 43,842,580  |
| 一 般         | 1,319 | 76,121,000  |
| 土地改良総合整備事業  | 951   | 36,606,750  |
| 一 般         | 951   | 34,203,977  |
| 調 査 設 計     | —     | 2,402,773   |

#### (5) 農 道 の 整 備

農道整備事業は、農業の振興を図る地域において農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するため実施されている。

整備された農道は、農業用資機材の運搬、農産物の処理・加工・貯蔵・流通施設等への集出積、それらの施設から市場・消費地へ輸送することなどに利用され

ている。また、集落間、農村と都市などを有機的に結び、農村地域の日常交通条件の向上にも役立っている。

このように農道整備は、農業農村整備を進める上で重要な役割を果たしている。

#### ア 広域営農団地農道整備事業

広域営農団地体育成対策の一環として策定された広域営農団地整備計画に基づく団地内の農道網の基幹となる農道について、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね1,000ha以上、延長がおおむね10km以上、車道幅員がおおむね5m以上となっている。事業費の50%(水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%)の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

#### イ 一般農道整備事業(県営)

農道網の基幹となる農道、樹園地等における幹支線農道などの整備を、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、延長がおおむね1,000m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の45%(北海道50%、離島50%、奄美群島65%、沖縄80%)の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。ただし、山村振興法、過疎地域活性化特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設または改良を行う事業については、各法の規定により地元負担金がなく、国庫補助金と都道府県費を財源としている。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。事業の実施内容は次のとおりである。

#### (ア) 農道の新設または改良(イ)～(カ)以外)

(イ) 山村振興法、過疎地域活性化特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設又は改良

(ウ) 広域営農団地農道整備事業に関連する農道の新設又は改良

(エ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または田畑輪換を行う水田地帯における農道網の一体的整備

(オ) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な農道の新設または改良

(カ) 既設農道の舗装整備

## ウ 一般農道整備事業（団体営）

比較的小規模な基幹農道、幹支線農道などの整備を、市町村、土地改良区等が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね20ha以上、延長おおむね1,000m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の45%（北海道50%、離島50%、奄美群島50%、沖縄75%）の国庫補助金を都道府県を通じて事業主体に交付する間接補助事業である。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、水源地域、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯、離島、奄美群島または沖縄で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

事業の実施内容は次のとおりである。

(ア) 農道の新設または改良 ((イ)～(オ)以外)

(イ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または田畑輪換を行う水田地帯における農道網の一体的整備

(ウ) 既設農道の路面の改良等

(エ) 農道橋の新設または改良

(オ) 軌道等運搬施設の新設または改良

エ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農業用機械にかかる揮発油税の減免措置の身替りとして、都道府県または市町村等が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、財源は事業費の50%（北海道及び離島50%、奄美群島75%、沖縄85%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

通称「農免農道」と呼ばれている。

平成8年度における農道整備事業の実施状況は表8のとおりである。

表8 平成8年度農道整備事業の実施状況

| 事業区分            | 地区数   | 国費(当初)額<br>(千円) |
|-----------------|-------|-----------------|
| 広域営農団地農道整備事業    | 324   | 64,288,496      |
| 一般農道整備事業(県 営)   | 702   | 17,189,500      |
| 一般農道整備事業(団体営)   | 917   | 19,479,300      |
| 農 免 農 道 整 備 事 業 | 1,159 | 45,392,700      |

## (6) 災害復旧事業及び農地防災事業等

## ア 災害復旧事業

## (ア) 概 況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすく、毎年ひん発する台風、集中豪雨、地震、高潮などの災害によって農地の流失、埋没あるいは、河川の堤防、ため池、頭首工などの決壊により農作物などに

ばく大な損害を与え、また道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる有形無形の損失は、はかり知れないものがある。

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）」、農地保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づいて行われ、とくに激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。また、国営で施行中の事業が災害を受けた場合の災害復旧事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条に基づいて行われることになっている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、とくに迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な初年度の経費については予備費等をもって措置できることになっている。

## (イ) 新規災害

8年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表9のとおりである。

このうち、特に被害の大きい災害について、次の災害を激甚災害として指定し特別の助成措置を行った。

平成8年5月23日から7月15日までの間の豪雨9月19日指定 政令第283号

また、局地的に激甚であった災害については、農地農業用施設等の災害で市町村を局地激甚災害の特定地域として政令で指定し特別の助成措置を行った。

新規発生災害の8年度における事業の実施状況は、表10のとおりである。

## (ウ) 過年災害

7年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち7年度に完了しなかったものの、8年度における事業の実施状況は、表11のとおりである。

## イ 海岸事業

海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水による被害から農地を保全するため堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良を実施した。また、海岸環境整備事業により国土保全との調和を図りつつ海岸

表9 8年災被害額

| 区 分           | 箇 所 数  | 被害額(千円)    |
|---------------|--------|------------|
| 直 轄 ・ 代 行     | 4      | 1,018,000  |
| 農 業 用 施 設     | 8,456  | 11,572,700 |
| 海 岸 保 全 施 設 等 | 41     | 1,133,000  |
| 計             | 19,335 | 51,344,800 |

表10 8年度新規発生災害の事業実施状況

| 区 分           | 事業費(千円)    | 補助金(千円)    |
|---------------|------------|------------|
| 直 轄           | 623,878    | 623,277    |
| 農 業 用 施 設     | 4,543,441  | 3,928,362  |
| 海 岸 保 全 施 設 等 | 18,582,279 | 17,363,505 |
| 計             | 509,742    | 374,512    |
| 農 業 用 施 設 関 連 | 24,259,340 | 22,289,656 |
| 農 業 用 施 設 関 連 | 4,412      | 3,283      |
| 災害関連緊急地すべり    | 2,675,476  | 1,484,947  |
| 計             | 2,679,888  | 1,488,230  |
| 合 計           | 26,939,228 | 23,777,886 |

表11 8年度過年災害の事業実施状況

| 区 分           | 事業費(千円)    | 補助金(千円)    |
|---------------|------------|------------|
| 直 轄           | 358,894    | 358,532    |
| 農 業 用 施 設     | 310,496    | 285,338    |
| 海 岸 保 全 施 設 等 | 77,771     | 68,055     |
| 計             | 2,102,126  | 1,883,286  |
| 農 業 用 施 設     | 388,925    | 371,818    |
| 海 岸 保 全 施 設 等 | 110,753    | 104,393    |
| 計             | 8,119,118  | 7,733,143  |
| 農 業 用 施 設 関 連 | 9,738      | 7,589      |
| ため池災害関連特別対策   | 17,436     | 11,946     |
| 農地災害関連区画整備    | 22,289     | 19,563     |
| 災害関連農村生活環境    | 37,447     | 32,871     |
| 計             | 75,073     | 58,042     |
|               | 775,803    | 599,324    |
|               | 176,743    | 133,517    |
|               | 11,278     | 5,638      |
| 計             | 12,593,890 | 11,673,005 |

表12 8年度海岸保全事業の実施状況

| 区 分             | 実 施 額         |             | 地 区 数 |     |     |    |
|-----------------|---------------|-------------|-------|-----|-----|----|
|                 | 事 業 費<br>(千円) | 国 費<br>(千円) | 継 続   | 新 規 | 計   | 了  |
| 海岸保全施設整備事業(直轄)  | 4,513,385     | 4,513,385   | 4     | 0   | 4   | 0  |
| 海岸保全施設整備事業(補助)  | 16,396,200    | 8,711,000   | 212   | 19  | 231 | 25 |
| 海岸環境整備事業(補助)    | 5,942,700     | 1,980,900   | 39    | 6   | 45  | 1  |
| 公有地造成護岸整備事業(補助) | 400,000       | 160,000     | 5     | 0   | 5   | 0  |
| 計               | 27,252,285    | 15,365,285  | 260   | 25  | 285 | 26 |

環境の整備を実施するほか、公有地造成護岸等整備事業により公共用地造成の促進を図りつつ海岸保全施設の整備を実施した。8年度における海岸保全事業の実施状況は表12のとおりである。

#### ウ 農地防災等事業

農地防災等事業は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生の未然防止又は土壌の汚染、農業用水の汚濁の除去、若しくは地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって農業生産の維持と農業経営の安定を図ることを目的としている事業で、次の予算科目に区分されている。

##### (項) 農業農村整備事業

- (目) 国営総合農地防災事業費
- (目) 直轄地すべり対策事業費
- (目) 農地防災事業費補助(防災ダム、ため池等整備、湛水防除事業費補助)
- (目) 農地保全事業費補助(地すべり対策、

##### 農地保全整備事業費補助)

- (目) 農村環境保全対策事業費補助(水質保全対策、公害防除特別土地改良、地盤沈下対策、総合農地防災事業費補助)

##### (項) 農業用施設災害関連事業費

##### (目) 鉱毒対策事業費補助

これらの事業は、土地改良法(昭和42年法律第195号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づくほか、事業の実施については、農地防災事業実施要綱(40年12月24日40農地D第1829号)、農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱(42年3月8日42農地D第24号)、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱(60年4月5日60構改D第395号)、公害防除特別土地改良事業実施要綱(47年1月11日46農地D第808号)及び国営総合農地防災事業実施要綱(元年7月7日元構改D第486号)等に基づいて計画的に行われている。

表13 8年度農地防災等事業の実施状況

( ) は全計地区で外数

| 区 分          | 実 施 額       |             | 地 区 数 |      |       |     |
|--------------|-------------|-------------|-------|------|-------|-----|
|              | 事業費<br>(千円) | 国 費<br>(千円) | 継 続   | 新 規  | 計     | 完 了 |
| 国営総合農地防災事業   | 26,430,000  | 19,931,427  | 11    | (2)4 | (2)15 | 0   |
| 直轄地すべり対策事業   | 5,440,000   | 5,440,000   | 7     | 0    | 7     | 0   |
| 農地防災事業       |             |             |       |      |       |     |
| 防災グム事業       | 13,109,000  | 7,058,000   | 81    | 18   | 99    | 19  |
| ため池等整備事業     | 71,190,469  | 37,024,175  | 1,072 | 504  | 1,576 | 533 |
| 湛水防除事業       | 48,084,104  | 24,849,000  | 193   | 27   | 220   | 40  |
| 農地保全事業       |             |             |       |      |       |     |
| 地すべり対策事業     | 35,539,962  | 17,702,000  | 894   | 55   | 949   | 63  |
| 農地保全整備事業     | 30,154,894  | 15,716,000  | 300   | 31   | 331   | 20  |
| 農村環境保全対策事業   |             |             |       |      |       |     |
| 公害防除特別土地改良事業 | 3,435,000   | 1,855,000   | 17    | 0    | 17    | 3   |
| 水質保全対策事業     | 9,350,901   | 4,838,712   | 45    | 7    | 52    | 7   |
| 地盤沈下対策事業     | 17,195,000  | 9,333,000   | 31    | 3    | 34    | 5   |
| 農業用施設災害関連事業  |             |             |       |      |       |     |
| 鉍毒対策事業       | 1,300,000   | 650,000     | 3     | 1    | 4     | 0   |
| 計            | 261,229,330 | 144,397,314 | 2,654 | 650  | 3,304 | 690 |

表14 8年度土地改良調査計画費

(単位：千円)

| 事 項             | 農林水産省      | 北 海 道     | 沖 縄     |
|-----------------|------------|-----------|---------|
| 土地改良調査計画費       | 12,728,329 | 3,407,189 | 443,959 |
| (農 地)           | 12,727,450 | 3,407,189 | 443,959 |
| 広域調査費           | 3,905,026  | 1,999,537 | 190,674 |
| 地域基本計画調査費       | 221,800    | 51,900    | 15,900  |
| 国営等事業地区計画調査費    | 1,714,000  | 958,000   | 97,000  |
| 都道府県営事業地区計画費    | 247,000    | 36,200    | 11,000  |
| 長期計画調査費         | 304,910    | 8,350     | 7,570   |
| 土地利用計画調査費       | 74,998     | 2,793     | 1,409   |
| 農業水利基本調査費       | 245,850    | 11,600    | 3,550   |
| 農村整備・活性化基本調査費   | 85,500     | —         | 1,500   |
| 中山間・地域資源調査費     | 185,950    | 5,000     | 5,000   |
| 地下水調査費          | 233,500    | 34,800    | 32,200  |
| 情報化推進調査費        | 30,000     | —         | —       |
| 土地改良経済調査費       | 52,870     | 8,200     | 4,620   |
| 計画基準調査費         | 136,412    | 18,800    | 14,000  |
| 営農推進調査費         | 201,500    | 42,500    | 5,500   |
| 農業農村整備事業計画検討調査費 | 246,000    | 92,000    | 2,000   |
| 農業生産基盤整備推進調査費   | 88,000     | 15,000    | 4,000   |
| 特定地域整備推進調査費     | 45,000     | 5,000     | —       |
| 農村環境整備推進調査費     | 193,000    | 3,500     | 3,500   |
| 農村新社会資本整備調査費    | 20,000     | —         | —       |
| 農地保全調査費         | 102,000    | 3,000     | 1,000   |
| 農村環境保全基礎調査費     | 269,450    | 20,600    | 5,500   |
| 技術調査費           | 3,550,056  | 35,781    | 33,771  |
| 事業実施調査費         | 213,385    | 19,103    | 349     |
| 土地改良事業等推進調査費    | 98,133     | 17,455    | 569     |
| 土地改良施設管理調査費     | 111,163    | 15,920    | 1,351   |
| 公団事業推進調査費       | 42,520     | 2,150     | 1,200   |
| 補助事業審査指導費       | 100,427    | —         | 796     |
| 土地改良専門技術者育成対策費  | 9,000      | —         | —       |
| (草 地)           |            |           |         |
| 補助事業審査指導費       | 879        | —         | —       |
| 農業生産基盤整備調査計画費補助 | 252,060    | 18,995    | 2,895   |

表15 8年度国営地区調査の実施状況

| 区 分         | 農林水産省 |    |    |    | 北 海 道 |    |    |    | 沖 縄 |    |   |    |
|-------------|-------|----|----|----|-------|----|----|----|-----|----|---|----|
|             | 継続    | 新規 | 計  | 完了 | 継続    | 新規 | 計  | 完了 | 継続  | 新規 | 計 | 完了 |
| 一 般         | 14    | 3  | 17 | 5  | 12    | 2  | 14 | 4  | 1   | —  | 1 | 1  |
| 直 轄 明 渠 排 水 | —     | —  | —  | —  | 4     | 2  | 6  | 2  | —   | —  | — | —  |
| 合 計         | 14    | 3  | 17 | 5  | 16    | 4  | 20 | 6  | 1   | —  | 1 | 1  |

8年度における各事業の実施状況は、表13のとおりである。

#### (7) 土地改良調査計画の拡充

##### ア 調査計画

8年度においては、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するため、国営地区調査及び広域農業開発基本調査等を行うとともに、新たな農業水利秩序の確立、農業農村情報化手法の検討、地下水の水質実態を踏まえた地下水水質保全手法等の検討、農村地域において次世代通信網（光通信）の構築を促進するため通信施設整備にあたっての制度的・技術的な課題の検討、アプリケーションの検討等について調査を実施した。

調査計画は表14のとおりである。

##### イ 8年度調査地区

8年度に調査計画を実施した地区は表15のとおりである。

#### (8) 土地改良施設の管理

近年の国営土地改良事業をはじめとする各種の土地改良事業の進展に伴い、農業用排水施設など数多くの土地改良施設が造成されている。

こうした土地改良施設は、農業生産活動にとって基本的な施設であるばかりでなく、地域社会にとっても公益的機能を有する社会資本としての位置づけが高まっており、土地改良施設を長期にわたって維持保全していくことが農業はもとより社会経済活動にとっても重要な課題となっている。

##### ア 国営造成施設管理事業等

##### (ア) 直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設について国が行う管理事業で8年度は5地区で実施した。

##### (イ) 広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業で8年度は1地区で実施した。

##### (ウ) 国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の変更協議に必要な資料の作成等を行う事業で8年度は16地区で実施した。

##### (エ) 国営造成施設権利調整対策事業

国営造成施設である管水路の保全を図るため、区分地上権の設定等を行う事業で8年度は2地区で実施し

た。

##### (オ) 国営造成施設県管理補助事業

国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定の施設について国が助成する事業で8年度は28地区で実施した。

##### (カ) 基幹水利施設管理事業

市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、公共・公益性の高い基幹的な国営造成施設の管理強化を行う事業で8年度は102地区で実施した。

##### イ 土地改良施設技術管理事業

##### (ア) 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業

基幹的水利施設を管理する土地改良区等に対して、県土連の技術者が施設の操作、点検、整備等の指導援助を行う事業で8年度は34道県で実施した。

##### (イ) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等に対して操作技術の習熟を図る操作体制整備と、国営造成施設を管理する土地改良区等の安全管理体制又は水管理体制の再編整備を行う事業で8年度は66地区で実施した。

##### (ウ) 土地改良施設修繕保全事業

国県営造成の基幹水利施設の管理設備の修繕工事と、機能低下の原因となる汚泥等の除去・防止のための保全工事等を緊急に行う事業で8年度は67地区で実施した。

##### (エ) 水利施設総合管理システムモデル事業

広範囲にわたって農業用排水施設群を管理する土地改良区等を対象として、総合管理システム建設及び効率的な施設管理をモデル的に実施する事業で8年度は3地区で実施した。

##### (オ) 国営造成施設管理費積立推進事業

国営土地改良事業実施中において、国営造成施設の管理費の負担区分のあり方等を定め、事前積立等を推進する事業で8年度は4地区で実施した。

##### (カ) 土地改良施設安全管理推進事業

土地改良施設の安全管理に係る啓発・指導を行う事業で全土連が実施した。

##### (キ) 土地改良施設管理技術強化対策事業

施設管理技術の向上対策強化のため、全土連が研修

を行う事業で8年度は全国8ブロックで実施した。

#### (ク) 農業水利施設台帳整備事業

国営造成の水利施設のうち、国が土地改良区等に管理委託している施設について、農業水利施設台帳を整備する事業で8年度は114地区で実施した。

#### (ケ) 実施状況（8年度）

|                    | 地区数 | 予算額<br>(千円) |
|--------------------|-----|-------------|
| 直 轄 管 理 事 業        | 5   | 823,125     |
| 広域農業水利施設総合管理事業     | 1   | 336,138     |
| 国営造成施設水利管理事業       | 16  | 113,900     |
| 国営造成施設権利調整対策事業     | 2   | 44,280      |
| 国営造成施設県管理補助事業      | 28  | 1,561,447   |
| 基幹水利施設管理事業         | 102 | 977,146     |
| 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業 | 34  | 812,321     |
| 国営造成施設管理体制整備促進事業   | 66  | 594,482     |
| 土地改良施設修繕保全事業       | 67  | 1,431,767   |
| 水利施設総合管理システムモデル事業  | 3   | 26,174      |
| 国営造成施設管理費積立推進事業    | 4   | 6,500       |
| 土地改良施設安全管理推進事業     | 1   | 20,000      |
| 土地改良施設管理技術強化対策事業   | 1   | 12,000      |
| 農業水利施設台帳整備事業       | 114 | 213,500     |

### 3 農用地開発事業等の実施

#### (1) 農用地整備公団事業

##### ア 農用地整備公団の経緯等

農用地整備公団は、農用地開発公団が昭和63年7月の法律改正を受けて改組されたものである。

農用地開発公団は、農用地開発公団法（昭和49年法律第43号）に基づき、開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相当な範囲にわたって存在する地域において、農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的として昭和49年6月に設立された。

その後、農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和52年法律第70号）により公団の業務の範囲は拡大し、国営干拓事業により造成される干拓地においても事業ができるようになるとともに、昭和40年の設立以来八郎潟干拓地において新農村の建設を行ってきた八郎潟新農村建設事業団がその工事完了に伴い解散することとなったため、受益者からの賦課金徴収業務等並びに事業団の一切の権利及び業務を公団が継承することとなった。

さらに、昭和57年に農用地開発公団法の一部が改正され（昭和57年法律第51号）、国際協力事業団等の委託に基づいて行う海外農業開発に関する調査等の業務及びこれに関連して必要な情報の収集・整備の業務が新

たに追加された。

しかし、その後の我が国の農業をとりまく情勢の変化に対応するため、また、昭和61年6月の臨時行政改革推進審議会の答申にもかんがみ、昭和63年7月に農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和63年法律第44号）により農用地開発公団が農用地整備公団に改組され、これまで行ってきた農用地造成を中心とした農畜産物の濃密生産団地建設事業にかわる新たな業務として、農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るための既耕地の整備を中心とした事業を実施することとなった。

#### イ 業務内容

農用地整備公団は、農業構造の急速な改善の必要な農業地域内において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施する農用地総合整備事業及び自然条件の特殊性に起因した障害が生じている特定の地域において、その障害を除去するために必要な用排水施設の新設又は改良の事業を短期集中的に実施する農用地等緊急保全整備事業を実施している。

また、従来からの農用地の造成を中心に関連する土地改良施設、畜舎その他の農業用施設の整備等を総合的に実施する広域農業開発事業及び畜産基地建設事業は、現在実施中の地区を継続実施し、平成10年度を目途に完了することとなっている。

なお、当分の間、これに加えてNTT-A型プロジェクトに対する貸付業務を行い得ることとなっている。

農用地総合整備事業は、農業的土地資源に恵まれ、農業構造改善の必要があり、外部インパクト等を活用して生産性の高い農業生産地域を形成することが可能な地域において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するもので（農用地整備面積150ha以上かつ土地改良施設整備の受益面積が1,000ha以上）、補助率は、工種毎に内地40%～2/3、北海道40～80%以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

農用地等緊急保全整備事業は、地盤の相当部分が泥炭土又は琉球石灰岩からなることに起因して生じる障害を除去するために必要な農業用排水施設の新設又は改良を行うもので（受益面積3,000ha以上）、補助率は北海道のうち田75%、畑80%、沖縄95%以内である。

広域農業開発事業は、農用地の造成を中心として、大規模な畜産経営農家等の創設若しくは育成又は共同利用牧場の建設等による飼料基盤の拡大を通じて地域の農畜産物の生産の合理化を図り、濃密生産団地を建設するもので（農用地造成面積500ha以上）、補助率は、

工種毎に40%～70%以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

畜産基地建設事業は、畜種複合型事業と単一畜種型事業に区分されるが、現在実施しているのは畜種複合型のみである。畜種複合型事業は、農用地の造成を中心とし、家畜排せつ物の土地還元利用等を基軸とする畜産と耕種農業の有機的な結合を通じて農畜産物の生産の合理化を図り、濃密生産団地を建設するもので(農用地造成面積150ha以上であり、かつ、飼養頭羽数(豚換算)1万頭以上)、補助率は、55%以内である。

#### ウ 業務の実施状況

##### (ア) 農用地整備公団国内業務

###### a 農用地総合整備事業

元年度から事業を実施し、日野区域(鳥取)のほか7区域を継続実施するとともに、下北中央区域(青森)及び都城区域(宮崎)について新規着工を行い、羽咋区域(石川)について全体実施設計及び新規着工を行った。また、泉州東部区域(大阪)のほか2区域について全体実施設計を行った。

###### b 農用地等緊急保全整備事業

63年度から事業を実施し、石狩川下流左岸第4区域(北海道)のほか1区域及び宮古区域(沖縄)を継続実施した。

###### c 広域農業開発事業

49年度から事業を実施し、阿蘇区域(熊本)を継続実施した。

###### d 畜産基地建設事業

49年度から事業を実施し、津軽西部区域(青森)、吾妻利根区域(群馬)の計2区域を継続実施した。

なお、8年度における実施状況は、表16のとおりである。

表16 8年度農用地整備公団国内事業の実施状況

(単位：千円)

| 事業名          | 区域数 | 事業費        | 国費         |
|--------------|-----|------------|------------|
| 農用地整備公団事業    | 20  | 42,002,000 | 30,256,987 |
| 農用地総合整備事業    | 14  | 20,500,000 | 14,200,764 |
| 農用地等緊急保全整備事業 | 3   | 11,352,000 | 9,266,050  |
| 広域農業開発事業     | 1   | 5,450,000  | 4,205,173  |
| 畜産基地建設事業     | 2   | 4,700,000  | 2,585,000  |

##### (イ) 農用地整備公団海外業務

国際協力事業団からの委託に基づき、パラグアイ共和国において開発調査を、また、インドネシア国、パラグアイ共和国、ラオス国において海外村づくり協力を実施した。

この他に農林水産省からの補助事業として、海外農

業開発に必要な種々の情報の整備、砂漠化防止や熱帯林保全に対処するための技術情報の収集分析や実証調査、水田農業の環境保全効果等についての調査、農地・土壌浸食防止対策の基礎調査を実施した。

なお、8年度における実施状況は表17のとおりである。

表17 8年度農用地整備公団海外事業の実施状況

(単位：千円)

|                           |     |         |
|---------------------------|-----|---------|
| (1) 受託事業                  |     |         |
| 開発調査(農業農村開発に関するマスタープラン作成) |     |         |
| パラグアイ共和国小規模農業強化計画調査       |     |         |
| プロジェクト方式技術協力(村づくり協力)      |     |         |
| インドネシア国南東スラウェシ州農業農村総合開発計画 |     |         |
| パラグアイ共和国ピラル南部地域農村開発計画     |     |         |
| ラオス・ヴィエンチエン県農業農村開発調査      |     |         |
| 受託額                       |     | 587,000 |
| (2) 補助事業                  |     |         |
| 海外農業開発技術情報整備              | 補助額 | 129,677 |
| 海外村づくり基礎調査                | "   | 36,623  |
| 砂漠化防止等環境保全対策調査            | "   | 420,058 |
| 熱帯林保全総合農業農村対策調査           | "   | 217,622 |
| 海外水田農業環境保全効果調査            | "   | 7,747   |
| 農地・土壌浸食防止対策基礎調査           | "   | 21,317  |

##### (2) 農用地再編開発事業

農用地再編開発事業は、既耕地と未墾地の一体的整備による地域農業の再編整備を行い、生産性の高い優良農地を確保するとともに土地利用の秩序化を実現し、主産地の形成、効率的な農業経営の実現等を推進するものである。

平成元年度には、国が事業主体となる国営農地開発事業制度を廃止し、継続中の地区の早期の完了を図るとともに、国営農地再編パイロット事業を創設したところであるが、平成7年度には、担い手の育成と中山間地域の環境保全等の地域ニーズに的確かつ緊急に対応していく観点から国営農地再編整備事業に再編して一般的と中山間地域型を創設し、より政策目的に対応した事業としたところである。

なお、各事業の予算は表18のとおりである。

###### ア 国営農地再編整備事業

広域にわたる計画的な生産基盤の整備を行い、生産性の向上及び地域農業の展開方向に即した農業構造の実現を図るとともに、農業的土地利用と非農業的土地利用との秩序化を図ることにより、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的としたものである。

8年度は、継続15地区(農林水産省6、北海道9)、新規着工2地区(農林水産省1、北海道1)を実施し

表18 農地開発事業、草地開発事業の概要（成立予算）

| 〔一般会計〕           | 地 区 数     | 総 事 業 費<br>(千円) | 8 年 度<br>(千円) |
|------------------|-----------|-----------------|---------------|
| (農林水産省)          |           |                 |               |
| (項) 農用地開発事業費     |           |                 |               |
| (目) 農用地開発事業費補助   | 64        | 102,798,845     | 7,485,385     |
| 県営農地開発           | 46        | 91,205,486      | 6,456,582     |
| 団体営農地開発          | 16        | 10,086,085      | 878,091       |
| 県営草地開発           | 2         | 1,507,274       | 150,712       |
| (北海道)            |           |                 |               |
| (項) 北海道農用地開発事業費  |           |                 |               |
| (目) 農用地開発事業費補助   | 15        | 15,428,026      | 2,113,844     |
| 道営農地開発           | 13        | 12,968,881      | 1,861,710     |
| 道営草地開発           | 2         | 2,459,145       | 252,134       |
| (離島)             |           |                 |               |
| (項) 離島振興事業費      |           |                 |               |
| (目) 農用地開発事業費補助   |           |                 |               |
| 県営農地開発           | 2         | 3,505,425       | 547,034       |
| (沖縄)             |           |                 |               |
| (項) 沖縄振興事業費      |           |                 |               |
| (目) 農用地開発事業費補助   | 16        | 13,666,091      | 1,825,781     |
| 県営農地開発           | 6         | 7,707,747       | 936,428       |
| 団体営草地開発          | 10        | 5,958,344       | 889,353       |
| (奄美)             |           |                 |               |
| (項) 離島振興事業費      |           |                 |               |
| (目) 農用地開発事業費補助   | 6         | 3,104,785       | 324,470       |
| 県営農地開発           | 1         | 998,863         | 111,032       |
| 団体営草地開発          | 5         | 2,105,922       | 213,438       |
| 〔国営土地改良事業と区別会計〕  |           |                 |               |
| (農林水産省)          |           |                 |               |
| (項) 土地改良事業費      |           |                 |               |
| (目) 国営農用地再編開発事業費 | (1)<br>28 | 812,100,000     | 44,826,000    |
| 一般型              | (1)<br>27 | 776,600,000     | 41,926,000    |
| 国営農地再編整備         | 7         | 72,900,000      | 9,400,000     |
| 国営農地開発           | 10        | 275,400,000     | 13,826,000    |
| 国営総合農地開発         | 10        | 428,300,000     | 18,700,000    |
| 特別型              |           |                 |               |
| 国営農地開発           | 1         | 35,500,000      | 2,900,000     |
| (北海道)            |           |                 |               |
| (項) 北海道土地改良事業費   |           |                 |               |
| (目) 国営農用地再編開発事業費 |           |                 |               |
| 一般型              | 39        | 281,610,000     | 25,879,000    |
| 国営農地再編整備         | 10        | 53,130,000      | 6,280,000     |
| 国営農地開発           | 11        | 85,570,000      | 7,739,000     |
| 国営総合農地開発         | 12        | 120,570,000     | 9,400,000     |
| 国営草地開発           | 6         | 22,340,000      | 2,460,000     |
| (奄美)             |           |                 |               |
| (項) 離島土地改良事業費    |           |                 |               |
| (目) 国営農用地再編開発事業費 |           |                 |               |
| 一般型              |           |                 |               |
| 国営農地開発           | 1         | 30,400,000      | 2,300,000     |

(注) 地区数欄の( )は全計地区で外数。

た。

#### イ 農地開発事業

##### (ア) 農地開発事業

農地開発事業は、未墾地の開発を主体とし、受益農家の経営規模の拡大を図るとともに、需要の動向に即した生産性の高い農業を営むことができるように基幹的土地改良施設の整備を行う事業である。この事業には事業主体によって国営農地開発事業・県営農地開発事業、団体営農地開発事業がある。

8年度における実施地区数（全体実施設計地区を含む。）国営45地区（農林水産省21、北海道23、奄美1）、都道府県営72地区（農林水産省48、北海道15、離島2、沖縄6、奄美1）、団体営31地区（農林水産省16、沖縄10、奄美5）であり、このうち国営7地区（農林水産省1、北海道6）、都道府県営7地区（農林水産省4、北海道2、沖縄1）、団体営9地区（農林水産省5、沖縄3、奄美1）が完了した。

#### (3) 国営干拓事業等

##### ア 干拓事業

干拓事業は、海又は湖沼を堤防で締め切り干陸することにより農地を造成する事業である。

##### (ア) 特別会計（一般型・特別型）

国営干拓事業は、一般会計から繰越金（毎年度の事業費の2/3～70%）と資金運用部からの借入金によって事業実施されており、借入金およびその利息は、事業完了後地元負担金として徴収することになっている。平成7年度における特別会計予算額の事業別内訳は表19のとおりである。

##### (イ) 一般会計

8年度における実施地区数は33地区（農水32地区、沖縄1地区）である。

一般会計で実施しているのは、畑地帯開発整備事業干拓型（県営干拓事業）及びほ場整備事業一般型（干拓地等農地整備事業）

表19 国営干拓事業特別会計予算事業別内訳

|    |     |     | (単位：千円)    |     |
|----|-----|-----|------------|-----|
| 事業 | 区別  | 地区数 | 予          | 算 額 |
| 一  | 般 型 | 1   | 898,894    |     |
| 特  | 別 型 | 3   | 14,538,816 |     |
|    | 計   | 4   | 15,437,710 |     |

表20 一般会計予算事業別内訳

|                           |   |     | (単位：千円)   |     |
|---------------------------|---|-----|-----------|-----|
| 事業                        | 別 | 地区数 | 予         | 算 額 |
| 畑地帯開発整備事業干拓型<br>(県営干拓事業)  |   | 2   | 132,450   |     |
| ほ場整備事業一般型<br>(干拓地等農地整備事業) |   | 31  | 2,216,000 |     |
| 合 計                       |   | 33  | 2,348,450 |     |

拓地等農地整備事業）であり、8年度予算額は、23億4,845万円（前年度は29億4,200万円）でその事業別内訳は表20のとおりである。

#### (4) 調査計画

##### ア 国営農地再編整備事業調査計画

8年度は、前年度から継続調査10地区（農林水産省6、北海道4）に新規採択4地区（農林水産省2、北海道2）を加えて14地区について土地改良事業計画の案作成のための調査を行った。（表21）

##### イ 農地開発事業調査計画

##### 都道府県営農地開発事業地区

8年度は1地区（北海道1）について、特に専門的な技術を必要する事項について国が調査を行った。

##### ウ 農用地等整備調査地区

農用地総合整備事業においては、継続調査8地域（農林水産省7、北海道1）、新規採択調査1地域（北海道1）について基本調査を行った。また、事業化を目途として継続調査6地区（農林水産省4、北海道2）、新規採択調査1地区（農林水産省1）について地区調査を行った。（表22）

## 4 農村の総合的整備

農業及び農村は、国民食料の安定的供給、国土や自然環境の保全、国民のレクリエーションの場の提供等多面的な機能と役割を有している。このような機能と役割を果たしている農業及び農村の健全な発展を期するためには、農業の近代化を図るとともに、都市に比べて立ち遅れている農村の生活環境を整備することが緊要である。

このため、生活環境の整備を積極的に推進するとともに都市にも開かれたゆとりある農村空間の創出を図る総合的な整備を実施している。

#### (1) 農村総合整備事業

本事業は、農業及び農村の健全な発展並びに国土の均衡ある発展を図るため、都道府県、市町村又は土地改良区等により、地域における自然的、社会的諸条件等を踏まえつつ、農業生産基盤（農業用排水施設、ほ場整備、農道等）、生活環境施設（農業集落道、農村公園緑地、集落防災安全施設等）及び都市農村交流施設（コミュニティ施設、情報基盤施設等）の整備を、地域ニーズに合わせてメニュー方式で総合的に実施する事業である。

農村総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 1028 国 費 61,790百万円  
新規採択地区数 78 新規採択総事業費 855億円  
なお、平成8年度においては、本事業に高福祉型及

表21 国営農地再編整備事業調査計画地区

| 区 分   | 地 区 名      | 県支庁名 | 地区面積<br>(ha)   | 受益面積<br>(ha)   | 導 入 作 物 等                            | 調査期間<br>(年度) | 調査費<br>(千円) | 備考 |
|-------|------------|------|----------------|----------------|--------------------------------------|--------------|-------------|----|
| 農林水産省 |            |      |                |                |                                      |              |             |    |
| (継続)  | 印 旛 千 葉    |      | (20)<br>540    | (20)<br>460    | 水稻, 大豆, きゅうり, やまいも, バラ, いちご, ねぎ      | H 4 ~ H 8    | 10,000      |    |
|       | 五霧中央 茨 城   |      | (30)<br>800    | (30)<br>700    | 水稻, 小麦, トマト, レタス, 白菜, なす, 鉢物         | H 7 ~ H 9    | 40,000      |    |
|       | 養 老 岐 阜    |      | (15)<br>1,080  | (15)<br>750    | 水稻, 小麦, なす, トマト, いちご, さといも, 飼料作物     | H 6 ~ H 8    | 80,000      |    |
|       | 亀 岡 京 都    |      | (7)<br>539     | (6)<br>465     | 水稻, 大豆, 麦, 施設花卉                      | H 6 ~ H 8    | 40,000      |    |
|       | 高 原 熊 本    |      | (72)<br>706    | (60)<br>627    | 水稻, 麦, メロン, さといも, 茶, レタス, 牧草, 桃, 梨   | H 5 ~ H 8    | 30,000      |    |
|       | 紀伊日高 和 歌 山 |      | (30)<br>662    | (18)<br>544    | 水稻, 野菜, 花卉                           | H 4 ~ H 8    | 10,000      |    |
| (新規)  | 足利南部 栃 木   |      | (20)<br>720    | (20)<br>590    | 水稻, 麦, トマト, いちご, きゅうり, 花卉            | H 8 ~ H10    | 80,000      |    |
|       | 胆沢西南部 岩 手  |      | (10)<br>1,860  | (10)<br>1,160  | 水稻, 小麦, 大豆, きゅうり, ピーマン, 飼料, 枝豆, りんどう | H 8 ~ H10    | 90,000      |    |
|       | 小 計 8 地区   |      | (204)<br>6,907 | (179)<br>5,269 |                                      |              |             |    |
| 北 海 道 |            |      |                |                |                                      |              |             |    |
| (継続)  | 武 雄 網 走    |      | (100)<br>1,510 | (100)<br>1,480 | 牧草                                   | H 6 ~ H 8    | 40,000      |    |
|       | 報 徳 十 勝    |      | (10)<br>1,500  | (10)<br>1,490  | 小麦, ばれいしょ, てんさい, 大根, にんじん, とうもろこし    | H 6 ~ H 8    | 40,000      |    |
|       | 軍 川 渡 島    |      | (40)<br>485    | (40)<br>460    | 水稻, ばれいしょ, 大根, 白菜, キャベツ, ほうれんそう, トマト | H 7 ~ H 9    | 30,000      |    |
|       | 豊 浦 胆 振    |      | (30)<br>695    | (30)<br>670    | 水稻, いちご, いんげん, ばれいしょ, てんさい, とうもろこし   | H 7 ~ H 9    | 30,000      |    |
| (新規)  | 中 樹 林 空 知  |      | (30)<br>860    | (30)<br>760    | 水稻, 小麦, 小豆, キャベツ, てんさい, ねぎ           | H 8 ~ H10    | 50,000      |    |
|       | 東 神 楽 上 川  |      | (20)<br>560    | (20)<br>530    | 水稻, 小豆, ピーマン, かぼちゃ, トマト, アスパラガス, 大根  | H 8 ~ H10    | 50,000      |    |
|       | 小 計 6 地区   |      | (230)<br>5,610 | (230)<br>5,390 |                                      |              |             |    |

(注) ( ) は開畑で内数である。

表22 農用地等整備調査計画地区

| 区 分   | 地 区 名       | 県支庁名 | 受益面積<br>(ha) | 主要工事計画                       | 調査期間<br>(年度) | 調査費<br>(千円) | 備考   |
|-------|-------------|------|--------------|------------------------------|--------------|-------------|------|
| 農林水産省 |             |      |              |                              |              |             |      |
| (継続)  | 安 房 南 部 千 葉 |      | 9,814        | 区画整理, 農業用道路                  | H 7 ~ H 8    | 40,000      | 総合整備 |
|       | 美 濃 東 部 岐 阜 |      | 5,230        | 区画整理, 客土, 暗渠排水, 農用地造成, 農業用道路 | H 6 ~ H 8    | 30,000      | "    |
|       | 南 丹 京 都     |      | 3,800        | 区画整理, 暗渠排水, 農業用道路            | H 7 ~ H 8    | 50,000      | "    |
|       | 黒 磯 和 歌 山   |      | 6,271        | 区画整理, 農用地造成, 農業用道路           | H 6 ~ H 8    | 25,000      | "    |
| (新規)  | 小 国 郷 熊 本   |      | 3,209        | 区画整理, 農業用道路                  | H 8 ~ H 9    | 30,000      | "    |
| 北 海 道 |             |      |              |                              |              |             |      |
| (継続)  | 根 室 東 部 根 室 |      | 13,600       | 区画整理, 農業用道路                  | H 7 ~ H 8    | 40,000      | "    |
|       | 別 海 根 室     |      | 7,520        | 区画整理, 農業用排水施設                | H 7 ~ H 8    | 20,000      | "    |

び緊急防災型を新たに創設したところである。

## 〈高福祉型〉

高齢化した都市生活者の農村への I ターン・U ターン志向の高まり等を踏まえ、厚生担当部局と連携して策定する高齢者・障害者アメニティ計画（シニアアメニティプラン）に基づき、農業集落道・農道における広幅員の歩道、福祉施設等建設のための用地、保健休

養施設を備えた生きがい療養農園、在宅介護等を可能とする情報基盤等、高齢者・障害者に配慮した社会資本の整備を農村地域において行うものである。

## 〈緊急防災型〉

農村地域の集落は、背後に老朽ため池や地すべり地域を擁するもの、集落内の道路が狭小で緊急車両の進入に支障をきたすもの、緊急時の消火・生活用水、安

全な避難場所及び避難路等が確保されていないもの等、災害に対する危険性が高いものが多く、国民が安心して生活できる基盤整備を早急に進める観点から、地域防災計画等を踏まえ、災害対策上不可欠な農業集落道及び農村公園緑地等を緊急的に整備するものである。

## (2) 農村地域再編整備事業

### ア 農村活性化住環境整備事業

本事業は、ほ場整備等により優良農地の生産基盤の整備を進める中で、非農用地を創出し、住宅用地及び公共施設用地を確保するとともに、集落の緑地空間及び水辺空間等の生活環境を整備し、農村地域の住環境の快適性の向上を図るものである。

農村活性化住環境整備事業の実施状況を以下に示す。

|         |    |          |          |
|---------|----|----------|----------|
| 実施地区数   | 89 | 国 費      | 7,463百万円 |
| 新規採択地区数 | 11 | 新規採択総事業費 | 146億円    |

### イ 集落地域整備事業

本事業は、農業集落が農村地域において農業生産活動と地域生活の最小単位であることに着目し、1～数個の農業集落を対象として、市町村がマスタープランとして定めた農村基盤整備計画（集落地域整備計画）に即して集落地域整備事業計画を策定し、これに基づき農業生産基盤の整備及びこれと関連する生活環境基盤の整備を総合的に実施するものである。

集落地域整備事業の実施状況を以下に示す。

|         |    |          |          |
|---------|----|----------|----------|
| 実施地区数   | 54 | 国 費      | 2,659百万円 |
| 新規採択地区数 | 10 | 新規採択総事業費 | 52億円     |

### ウ 地域開発関連整備

### (ア) 地域整備関連促進事業

地域整備関連促進事業については、「農村地域工業等導入促進法」、「総合保養地域整備法」及び「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」の趣旨に即して、農村地域への工業等の導入などと相まって農業基盤整備事業を実施することにより、農業構造の改善及び関係受益者の就業確保等が図られると見込まれる地域において、ほ場整備事業、土地改良総合整備事業、農道整備事業及びかんがい排水事業を実施した。この事業の採択基準、補助率はそれぞれの事業と同一である。平成8年度は81地区で実施した。

### (イ) 土地利用秩序形成ほ場整備事業

土地利用型農業の構造改善と地域活性化対策の強化、高付加価値農業の生産基盤整備を推進するため、都道府県が定める土地利用調整計画及び高付加価値農業振興計画に従って行うものであって、おおむね受益面積20ha以上、国庫補助率45%で実施した。

## (3) 農村自然環境整備事業

近年、国民の意識は「物的な豊かさ」よりも「うるおい」や「心の豊かさ」を重視するようになってきており、農村地域は、水や緑に恵まれた豊かな自然環境を形成している場、ゆとりとやすらぎを享受しうる生産・生活・交流の場として一層開かれた空間として、国民の関心も高まってきている。

このような観点から、本事業は、農村地域の持つ多面的・公益的機能を活かしつつ生態系の保全等環境保全に配慮した整備を進め、広域的で個性豊かな環境を創出するものである。

本事業には、多様な生物相と豊かな環境に恵まれた農村空間（エコビレッジ）の形成の推進に資する総合型、多様な生物相が生息可能な生態系空間（ビオトープ）を保全回復させ、ビオトープのネットワーク形成の推進に資するビオトープ型、河川に設置された農業水利施設に魚道の新改築等を行う魚道整備型がある。

農村自然環境整備事業の実施状況を以下に示す。

### 〈総合型〉

|         |    |          |          |
|---------|----|----------|----------|
| 実施地区数   | 20 | 国 費      | 2,332百万円 |
| 新規採択地区数 | 5  | 新規採択総事業費 | 138億円    |

### 〈ビオトープ型〉

|         |    |          |        |
|---------|----|----------|--------|
| 実施地区数   | 18 | 国 費      | 650百万円 |
| 新規採択地区数 | 6  | 新規採択総事業費 | 31億円   |

### 〈魚道整備型〉

|         |    |          |        |
|---------|----|----------|--------|
| 実施地区数   | 19 | 国 費      | 445百万円 |
| 新規採択地区数 | 10 | 新規採択総事業費 | 6億円    |

## (4) 水環境整備事業

農業用水は、集落内に巧みに配置された水路により、かんがい用水のみならず地域用水として集落住民に親しまれてきたにもかかわらず、農村地域の都市化、混住化の進展により、こうした水利用が失われつつある。

このような観点から、本事業は、農村地域に広範に存在する水路、ため池、ダム等農業水利施設を対象に、これら施設の保全・管理又は整備と一体的に親水・景観に配慮した施設の整備を行うことで、快適な生活環境の形成に資するものである。

水環境整備事業の実施状況を以下に示す。

|         |     |          |           |
|---------|-----|----------|-----------|
| 実施地区数   | 259 | 国 費      | 10,309百万円 |
| 新規採択地区数 | 53  | 新規採択総事業費 | 250億円     |

## (5) 農業集落排水事業

近年の農業社会における混住化の進展、生活水準の向上等により、農業用排水の水質汚濁が進行し、農作物の生育障害、土地改良施設の維持管理費の増大等の問題が生じている。このため、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境